

隨時監査結果報告

令和5年12月

多治見市監査委員

多 治 見 市 長 高 木 貴 行 様
多 治 見 市 議 会 議 長 柴 田 雅 也 様

多治見市監査委員 尾 関 恵 一

同 奥 村 孝 宏

監査等結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定による監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

記

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1 監査基準 | 多治見市監査基準に準拠 |
| 2 監査の種類 | 地方自治法第 199 条第 5 項に基づく同条第 1 項の規定による監査 |
| 3 監査の期日 | 令和 5 年 12 月 12 日 |
| 4 監査の対象 | 企画部企画防災課
指定管理施設所管課 |

5 監査の実施内容

以下に掲げる関係書類に基づき、事前に関係書類の有無や内容の確認を行い、監査執行当日は関係職員より説明を聴取し、次の着眼点を以って監査を執行した。

【着眼点】

- (1) 指定管理料の積算は適正に行われているか。
- (2) 指定管理施設の業務及び経理の状況を把握するとともに、指定管理者に対する指導、監督を適切に行っているか。

【関係書類】

○企画部企画防災課

- (1) 指定管理料の積算の留意点について記載した資料
- (2) 人件費の積算方法と金額について記載した資料

○指定管理施設所管課

- (1) 指定管理料の積算根拠について記載した資料
- (2) 指定管理施設の過去3年間の収支実績について記載した資料
- (3) 指定管理施設の協定書に定めのある事業について記載した資料

6 監査の結果

本市の指定管理委託料は、令和4年度予算で約16.6億円で、同年度の一般会計予算511.2億円のおよそ3.2パーセントを占めている。指定管理委託料は、継続的に支払われる経費であり、将来の財政硬直化の一因となりかねず、本制度については、より一層適切な運用が必要である。

監査の結果、以下の通り留意改善すべき事項が認められたため、適切に対応されたい。

(1) 指定管理者候補団体選定及び評価委員会委員の人選について

指定管理者候補団体選定及び評価委員会は、指定管理者候補団体による提案内容及び指定管理者による管理運営状況を客観的な立場から適正かつ公正に評価する必要がある。委員には、事業の回数や内容のみでなく、施設の設置目的に合っているか、収支予算は適切かといった視点から意見し、評価できる知見が必要である。適切な人選に努められたい。

(2) 人件費の積算について

正規職員、嘱託職員、臨時職員の3職種を想定して指定管理料の人件費を積算しているが、各施設の労働の質に見合った人件費の積算方法を検討されたい。

(3) 事業費の積算について

協定書に定める事業が具体性を欠くため、事業費が適切に積算されているか疑問であり、過去の実績額を基にした積算を行うと事業費が無制限に拡大するおそれがある。積算時には必要な事業を精査し、慎重に積算されたい。

また、指定管理者に求める事業が具体的に想定されていなければ、人件費をはじめとし、指定管理料の積算はできないため、協定書において定める事業は内容を具体的に記載するように改善されたい。

(4) 自主事業について

同じ協定書の中で「自主事業」の定義に齟齬が生じている。自主事業は「協定書で定める業務以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務」であり、事業費の積算の基準となる、市が指定管理者に実施を求め協定書に定める事業とは明確に区別するように改善されたい。

また、特に利用料金制を採用している施設で、自主事業を実施していない施設については、民間活力を導入する制度の利点が十分に活かされているとは言えないため、仕様について検討されたい。

(5) 指定管理に係る会計について

本市の指定管理者制度では、会計の独立が原則であり、各協定書にもその旨定められているが、受託法人の当該指定管理事業以外の事業との間で、繰入、繰出を行うなど指定管理に係る会計と受託法人本体の会計とを混同している施設が散見される。

施設所管課は、各施設の業務の状況及び収支について精査し、指定管理者を適切に指導されたい。

(6) 指定管理者制度の運用について

安易に前例を踏襲し、指定管理料の積算、指定管理者への指導、監督、指定管理者の選定、評価が形骸化しているおそれがある。

今一度、企画防災課及び施設所管課の職員一人一人が指定管理者制度の目的及び仕組みについて理解を深め、緊張感を持って制度を運用するよう努められたい。

企画防災課は、指定管理者制度の総括課として、これまで以上に指定管理者及び施設所管課の実態把握に努め、指定管理料の積算や収支報告の内容について指導されたい。